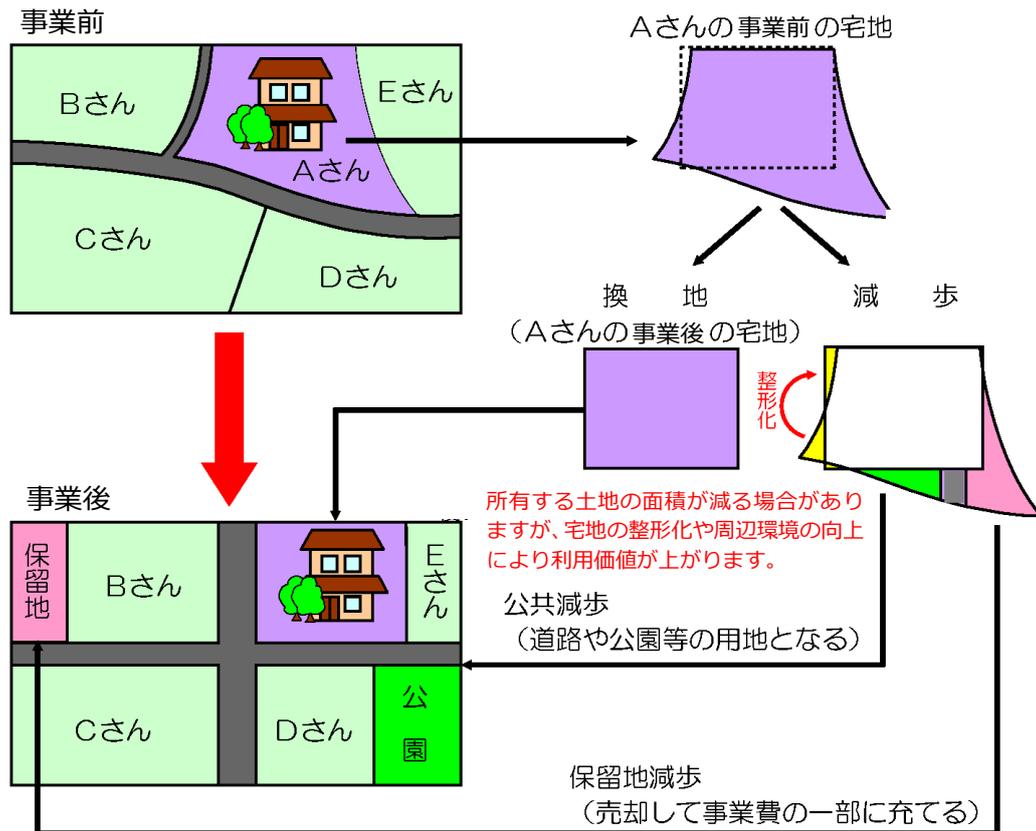


案1（土地区画整理事業）

土地区画整理事業は、一定の区域の中で、道路や公園などの公共施設を整備・改善するとともに、土地の区画を整えることで、宅地の利用価値を高めることを目的とした事業です。

事業区域内の地権者の皆様から少しずつ土地を提供していただき、その土地を道路・公園などの公共用地に充てます。

《事業前と事業後の土地のイメージ》



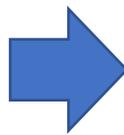
案 2（沿道整備街路事業）

沿道整備街路事業は、都市計画道路など広幅員な道路の整備にあわせて、沿道に土地を所有する方々の意向に配慮しながら、土地の形状を整えることを目的とした事業です。

《事業前と事業後の土地のイメージ》



各土地所有者の意向等
A：沿道から離れたくない。 土地を一か所に集めたい。
B：沿道から離れたくない。
C：土地を全部売りたい。



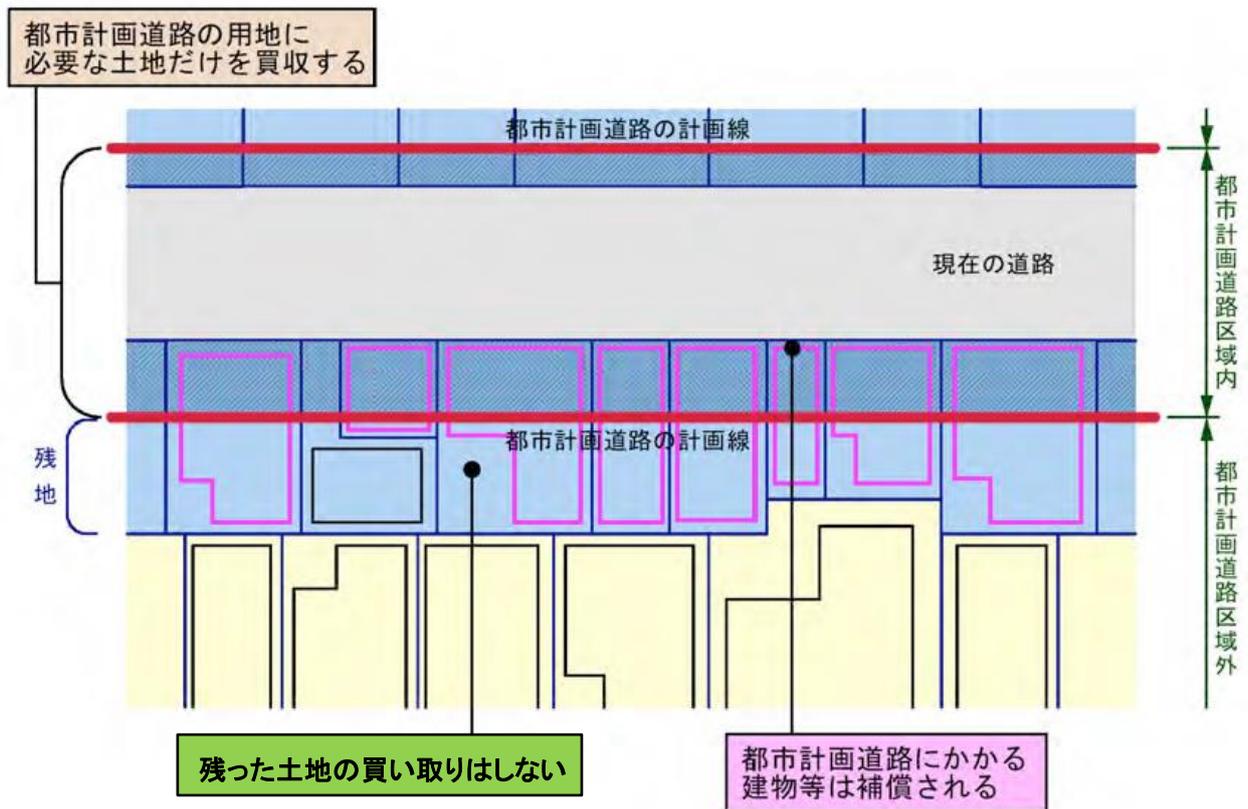
事業の結果
A：沿道に土地を集約して配置。
B：沿道に土地を配置。
C：道路用地として、市が買い取りを実施。

案3（街路事業）

街路事業は、都市計画道路区域内の必要な土地だけを買取り、道路の整備を進める事業です。その際、支障となる建物や塀などに対しては、金銭による補償があります。

なお、都市計画道路の区域外の土地は、買取りの対象とはなりませんので、そのまま残ります。

《事業前と事業後の土地のイメージ》



※補償費用について

建物等の移転にあたっては、土地と建物の位置関係などを考慮し、移転の工法を(再築、曳家、改造)決定したうえで、必要となる費用が補償される。